



陳言コラム-9

中国雑談

文革時代に叩き込まれた公印の重要性

日本へ留学に出かけてすぐ気づいたのは、印鑑の重要性だった。日本の街角ではどこでも印鑑を売っているが、その印鑑はほとんど姓だけであり、名を入れない。書類を作成する場合には、必ず押印も求められる。しかも、街角で買った三文判でもまったく問題なし。日本の公文書には必ず公印が押印されている。しかし、日本の押印はどれも形式的なもののように、中国とはどこか違う感じがした。少なくとも中国では王、李、張などの姓だけの出来合いの印鑑を街角で売っていることはあり得ない。「公印も密造できる」というチラシがトイレなどにひそかに置かれている。公印の偽造は少なくとも中国では金儲けになる裏ビジネスであり、日本にはこれはない。

「権力奪取」とは公印奪取なり

文革のとき、小学生だった私は紅小兵として、隣家の中学生の兄ちゃん紅衛兵と一緒に造反に出かけるときには、まず相手組織の公印を奪うことを厳命された。相手の紅衛兵の組織、どこかの労働者組織の本部へ、さらに公印を隠していそうな個人宅へ、とにかくその公印を狙って乱闘し、紅小兵の私は、いつも他の紅衛兵、労働者などにめちやくちやに殴られた。

奪ってきた公印は、一様に丸くて赤い。それを紐でくくり、兄ちゃん紅衛兵はひけらかすように腰に吊るしていた。味方の組織の人にはみせびらかすこともあった。私は「権力とはこういうものなのか」とぼんやり感じたこともあった。

50歳過ぎに独立し、会社を作るときには、公印が必要だった。会社の登記先である工商局、さらに警察署に自ら出かけていろいろな書類をそろえて初めて、公式機関に公印製作を依頼して、会社の公印を手にした。やっと「権力」を握った経営者の一人になったとそのとき感じたものだ。この公印を持っているかぎりでは、会社は「私のものだ」と自覚できる。



取締役会の決定より公印が上

このごろこんな話を新聞で読んだ。

山東省臨沂市に本拠を置き、ロンドン株式市場にも上場している食品添加物企業の益康国際は、今年4月に投票で代表取締役の交代を取締役会で決定した。しかし、解任された前代表取締役が会社の公印をそのまま所持していた。それだけで、同社の経営に関与し、銀行口座の管理などの「権利」を引き続き掌握していた。

その前代表取締役が銀行口座から数百万ポンドもの会社の大金を引き出した。同社が銀行に問い合わせると、公印確認などの手続きをきちんと経ているので、現金を支払うのは当然だという回答だった。前代表取締役の言い分は、同社が彼の報酬支払いを滞らせていたからだ、ということだった。彼は会社の公印を持っているので、その程度のお金を手に入れる権利を持っており、しかも会社経営にも関わることができるのだと主張しているそうだ。

日本や欧米の会社だったら、取締役会が代表取締役の解任を決定したにもかかわらず、本人がその座を退こうとしない場合、会社の顧問弁護士を通じて、裁判にかけるなどのいろいろな手段があるだろう。中国でそうした手段がまったく通用しないわけではないが、時間がかかり、裁判中に他のどんな「サプライズ」が出るか、予測出来ない。このケースで解任を決定する前に、まずその公印を封じるべきではなかったのか。

曲がりなりにも文革を経験した私は、子供のころからそれだけはめちゃくちゃ頭に叩き込まれている。

陳言 日本語日刊紙『速読中国』編集長。

連絡先：chenyan@seapush.com